



議長総括

第3回防災グローバル・プラットフォーム会合及び世界復興会議
ジュネーブ、2011年5月8日-13日

<http://www.preventionweb.net/globalplatform/2011/>

1. 第3回防災グローバル・プラットフォーム会合及び世界復興会議が2011年5月8日-13日にジュネーブで開催された。潘基文国連事務総長により開会され、国連副事務総長が議長を務めた。また、本グローバル・プラットフォームにおいて、インドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領が防災のグローバル・チャンピオンとして承認された。
2. このグローバル・プラットフォーム会合には、災害へのレジリエンス（災害への抵抗力及び災害からの回復力）の構築にコミットしている、かつてないほど幅広く、また多分野にわたる関係者が集結した。参加者には国家元首、閣僚、世界銀行専務理事、163カ国から2600人を超える代表者、25の政府間組織、65の非政府組織、国会議員、民間セクター、地方自治体、学術機関、市民社会、国際機関などが含まれる。
3. 人類の半数は現在、都市部に居住している。2050年までに、都市化は70パーセントまで上昇し、都市リスクも増加するだろう。農村部や都市部の貧困、気候変動、生態系衰退、またエネルギー・インフラのような開発における選択肢などの要因により、さらにリスクが増加する。特に、脆弱な諸グループ、小島嶼開発途上国（SIDS）や後発開発途上国（LDC）を含む地方や地域において、レジリエンスを高めることへのコミットメントが緊急に必要とされている。
4. 兵庫行動枠組の中間レビューでは、兵庫行動枠組の実施において大きな進捗があり、その行動原則は適切に設定され、承認されていると述べられている。今や我々は、防災を国、地方及び国際的な優先事項とするための知識、手段、コミットメントを有している、ということが第3回会合の議論によって明示された。政治的、経済的な観点からも防災への投資が急務であることは明らかである。
5. 国連事務総長は、防災に係る行動の連携を提唱し、自然ハザードと原子力安全性の関連性を取り上げるため、来期国連総会において、ハイレベルの会合を開催することを発表した。日本は、2015年の第3回国連防災世界会議のホスト国となることを申し出た。
6. 市長たちは、「災害に強い都市の構築」キャンペーンの必須10項目に対するコミットメントを再確認した。民間セクターからの参加者は、ビジネスに係る必須5項目に同意し、災害予防、レジリエンス、及びリスク軽減に関する宣言書を発行した。共同声明では、防災に不可欠である地域医療の能力拡大を提唱した。若者は防災に関する5項目の子ども憲章を推進するため集結した。地域機関は、世界中で開催される閣僚会議で合意された地域防災戦略を実施することへのコミットメントを再確認した。

“より安全な明日のために今こそ防災投資をローカルレベルでの防災投資の促進”



7. 我々（政府、機関、コミュニティ、個人）の目の前にある選択肢は、自然のバランスを維持・保護し、持続可能な開発と、来るべき世代の幸福を確保する努力の中心に防災を据えることである。それを達成するため、我々は、以下を行う必要がある。
 - 7.1. リスク軽減の実施において最前線にいる地方自治体や非国家主体を支援する。
 - 7.2. ローカルレベルでの主体の潜在的な可能性を活かし、変化を実現できる主体として女性の役割を基盤とする。
 - 7.3. 効果的なローカルアクションを確保するための実践的な方法として、防災に関する決定プロセスに、将来それらの影響を受ける子どもや若者の参加を促す。
 - 7.4. 災害に強いインフラの構築、都市部の持続可能な開発、エネルギーの安全性、重要資源の保全を担うリーダーとして、民間セクターの積極的な参加を促す。
 - 7.5. 国の政策や規範の設定、監督及び調査、法律の制定、及びリスク軽減を可能とする環境作りに向けた国会議員の役割を基盤とする。
 - 7.6. 様々な利害関係者の連携を特に強化しながら、国と地域の防災プラットフォーム間の連携及び取り組みを基盤とする。
 - 7.7. 兵庫行動枠組実施の調整において、地域機関及び準地域機関の役割を促進する。
 - 7.8. 意思決定プロセスに情報や知識を提供するための科学技術コミュニティによる積極的な参加を促し、支援する。
 - 7.9. このプラットフォーム会合では、国連の防災分野におけるUNISDRのリーダーシップを認識し、本プラットフォームからの勧告の実施を支援するために、UNISDRを強化し、その活動のためのリソースを提供する。
8. 第3回グローバル・プラットフォーム会合では、以下の通り、重要なステップを定めた。
 - 8.1. 防災に係る目標を設定した2009年の第2回グローバル・プラットフォーム会合でのコミットメントを喚起し、それに基づき行動する。（下記枠内を参照。）
 - 8.2. 地方レベルでの防災に係る投資拡大を確実にするとともに、国家の成長が地方のリスクを高めることのないようにする。国家の成長目標、計画及び方針において、直接的にローカルアクションを促進する。地方自治体の能力を強化し、リソースの利用を可能とする。参加型リスク評価、地方の様々な利害関係者のモニタリング及び報告などを通して、コミュニティやボランティアとの連携を奨励する。

- 8.3. 公共・民間セクターによる防災投資を導き、それらの実施における質及び一貫性の向上を図るために、国や地域レベルで防災の有効性を測定できる基準及び指標を策定する。
- 8.4. マルチ・ハザード（多様な種類のハザード）に関する統合的評価実施に有用であり、また開発に関する意思決定やオープンソースでのリスク情報公開の根拠となる、標準化された方法で災害損失を記録し説明する。
- 8.5. 開発に係るあらゆる投資において、リスク評価、予算策定及びプロジェクト評価メカニズムの活用により、防災分野への予算配分を拡大する。災害予防への投資に対するインセンティブを導入する。保険などの緊急事態対応メカニズムを活用し、財政を保護する。
- 8.6. 検証可能かつ説明可能なデータを通じ、防災投資の費用便益性の明白な証拠を政府や人々に向けて提供するため、また援助の効果を向上させる追加的手段として、防災に係る投資を監視する。
- 8.7. ナショナルプラットフォームへのガイダンス提供を通じて、その実効性の向上と政策決定レベルでの意思決定を支援する。国会議員、地方自治体、市民社会のさらなる参画を通じて、セクター間での防災連携を推進する責務・体制が、必要な政治的権限により確保されるようにする。
- 8.8. リスク情報及び教育への普遍的アクセスを促進し、防災に対する社会的需要を高めることにより、災害リスクに対する社会の意識を高揚し、個人の安全及び責任を促進する。明確かつ簡潔な情報を提供するため、利用可能な通信技術を活用する。
- 8.9. 科学的情報に基づくマルチ・ハザードリスク評価及びシナリオ開発を通じ、技術的ハザードやパンデミックに関連するリスクなど、新たに出現しつつあるリスクを特定し、それに備える。セクター横断的な連携を奨励し、利用可能な情報技術を最大限に活用する。
- 8.10. 気候変動への適応、防災、生態系の管理や回復に取り組むための統合的開発アプローチを促進し、適応手段としてのリスク軽減に係る技術へのアクセスを可能にすることにより、既存のリソースの非効率な使用を回避する。
- 8.11. 全てのレベルで、十分な説明・情報が与えられた上での投資及び計画を支援するため、「気候サービスのための世界的枠組み」を通じ、目的に応じた、また科学情報に基づく気候関連情報の利用を可能にする。リスク軽減に関する政策や開発計画の中に、統合的な干ばつ管理、森林火災管理、及び食糧安全保障を統合し盛り込む。



- 8.12. 脆弱性に係る力学を理解し、また最も脆弱な世帯、コミュニティ及び社会グループの保護に重点を置き、災害による影響の軽減を目指す革新的な社会保障制度、及び生態系管理メカニズムを取り入れる。
- 8.13. グローバル・プラットフォームのフォローアップへの助言、また2015年以降の枠組（2013年に第一案としての概要が議論され、2014年に最終化される予定）の策定に寄与するための、兵庫行動枠組中間評価諮問グループの継続的な取り組みを歓迎する。
- 8.14. 国連事務総長が有識者グループを編成し、防災専門家が第4回グローバル・プラットフォームで報告を行うよう提案し、新たに出現しつつあるリスクの特定、及びそれに対する備えを支援する。
- 8.15. インドネシアで開催される第5回アジア防災閣僚会議、国連持続可能な開発会議（リオ+20）、気候変動に関する国連枠組条約（UNFCCC）メカニズム、第6回世界都市フォーラム、2011年の援助の効果に関する会議など、開催予定の会合において、防災が考慮されるよう働きかける。開発に係る投資を保護するリスク軽減戦略を促進することにより、ミレニアム開発目標の実施を支援する。
9. 世界復興会議において、
- 9.1. 災害後の復旧の規模及びコストにより負担を抱えている国に対する支援は、しばしば十分な調整がなされていないと認識した。不均等かつ見通しが困難な資金提供は、それを必要とする人々へ必ずしも届いていない。災害予防を復旧・復興計画の中に盛り込んでいる国はほとんどなく、それにより開発の展望や投資の持続可能性を脅かしている。
- 9.2. 過去の経験からの教訓に基づき適切に計画され、調整された復興は、より低いコストでより優れた成果を挙げ、持続可能性及び災害に対するレジリエンスに資すると認識した。リーダーシップ、パートナーシップ及び国際社会からの調整された支援は、成功に必要不可欠である。
- 9.3. 効果的な復旧・復興枠組の策定にコミットした。この復興枠組は、以下のことを目的としている。
- わかりやすい組織・制度の下に、役割及び責務をより適切に定義する。
 - 各利害関係者の強みを効率的に利用する。
 - 国を意思決定及びリソース配分の主導的な立場に明確に据える。
 - 復旧・復興のプロセスの中に、防災を体系的に盛り込む。
 - その時々に適した関連知識及び過去の教訓を提供する。
 - 強固で透明性があり、成果に関するモニタリングができるようなシステムの構築を支援する。



Global Platform
for Disaster Risk Reduction
Third Session, Geneva, Switzerland
8 - 13 May 2011



- 9.4. 復旧、復興に係るファイナンスに関して、改良されたシステム及び手法の開発にコミットし、またこれらの努力における世界銀行のリーダーシップ、及び他の国際金融機関の役割を歓迎した。これらのメカニズムは、信頼性のある復興ファイナンスへのアクセスを提供し、急激に流れ込むリソースを管理する能力を構築し、また非伝統的ドナーのリソースを効率的に取り込み、世界資本市場へのアクセスを可能にするであろう。
 - 9.5. データ及び情報への自由なアクセスを提供するために、復旧・復興に取り組んでいる実務者やネットワークを結びつけ、復旧・復興に係る知識の実践が地球規模で行われるよう促進した。
10. 第3回グローバル・プラットフォームの会合は、開発に係る我々のアプローチによって安全性や持続可能性に係るリスクが高まるという課題に対し、緊急に取り組むためのグローバル・リーダーシップの強化を提唱し、閉会した。この議長総括は、第4回グローバル・プラットフォーム会合の中でフォローアップ、及び報告される。

“より安全な明日のために今こそ防災投資をローカルレベルでの防災投資の促進”



2009年第2回グローバル・プラットフォーム会合でのコミットメント

- 2011年までに、既存の教育及び医療施設の安全性に対する国レベルでのアセスメントが実施されるべきである。
- 2015年までに、全ての災害多発国でより安全な学校及び病院を目指すための具体的な行動計画が策定・実施されるべきである。
- 同年（2015年）までに、防災が全ての学校カリキュラムの中に盛り込まれるべきである。
- 2015年までに、災害の多い地域に位置する全ての主要都市は、建築基準及び土地利用基準の中に防災対策を盛り込み、施行すべきである。
- 国のリスク評価、地方自治体の災害復興計画、早期警戒システム、水に関するリスク及び建築基準の施行に関する目標が提案された。
- 国連事務総長は、兵庫行動枠組の期限である2015年までに、災害による人命の損失を半減するという目標を提唱した。
- 人道支援に充てられる資金の10パーセントを防災への取り組みに充てる。
- 災害復旧・復興に関するプロジェクト、国家の備え及び対応計画の資金において、防災への取り組みに充てる資金の目標値を10パーセントとする。
- 国家の開発のための全ての資金、及び開発援助のための資金の少なくとも1パーセントをリスク軽減対策に割り当てる。その際には影響の程度を十分考慮する必要がある。

(UNISDR駐日事務所による日本語仮訳)